

選挙事務所異動届

令和 年 月 日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙事務所を【移転・廃止】しましたので、公職選挙法第130条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 旧所在地	
2. 旧建物名称	
3. 新所在地	
4. 新建物名称	
5. 新電話番号	
6. 異動年月日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

参議院名簿届出政党等の名称 _____

本 部 の 所 在 地 _____

代 表 者 氏 名 _____

_____ 殿

備考1 移転・廃止の該当するものを選択すること。廃止の場合は1、2及び6の欄を記載し、6の欄は廃止年月日を記載すること。
2 この届出は、中央選挙管理委員会委員長並びに新・旧の選挙事務所所在地の都道府県選挙管理委員会委員長及び新・旧の選挙事務所所在地の市町村（指定都市の場合は区）又は特別区の選挙管理委員会委員長に対してそれぞれ行うこと。
3 参議院名簿届出政党等の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、参議院名簿届出政党等の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。